令和7年 第4回 定例教育委員会 会議録

招集日時	令和7年4月22日	午後6時30分	
開会日時	令和7年4月22日	午後6時30分	
閉会日時	日時 令和7年4月22日 午後7時20分		
開催場所	ふじみ野市役所 第	2庁舎3階 B301会議室	
教育長 朝 倉 孝			
委 席番	氏 名 出席別	リ 説明のため出席した者	
員 1	茂井万里絵 出席	教育部長内田和明 上福岡西公民館長 松原秀洋	
出 2	西山 幸吉 出席	教育総務課長 星野 光 蝉點屬壓蛝儹鄉 井上 樹朗	
席 3	吉野 榮 出席	学校教育課長 清水 篤史	
状 4	星野 弘明 出席	学校給食課長 山﨑 純	
況		社会教育課長 木村 裕之	
書 記	教育総務課係長 田島 輝	傍聴人数 0人	
会議概要			
議事等			
報告第9号 専決処理に関する報告について(ふじみ野市教育委員会職員の職の設置に関			
する規則の一部を改正する規則)			
報告第10号 専決処理に関する報告について(ふじみ野市社会教育委員を委嘱することに			
	ついて)		
報告第11号 専決処理に関する報告について(ふじみ野市立図書館協議会委員を委嘱する			
ことについて)			
報告第12号 専決処理に関する報告について(ふじみ野市放課後子ども教室運営委員会委			
員を委嘱及び任命すること)			
第28号議	第28号議案 ふじみ野市社会教育委員会議規則の一部を改正する規則(可決)		
第29号議案 ふじみ野市障害児就学支援委員会委員を委嘱することについて (可決)			
(午後6時30分) ○開会の宣告			
教育長 ただ今から、令和7年第		ら、令和7年第4回定例教育委員会会議を開会いたします。	
	○会議録の	承認	
教育	長 まず始め	に、前回の定例会会議録の承認についてです。	

事前に委員の皆様にお配りしておりますが、何か確認事項等はございますか。

各委員

(なし)

教育長

特にないようですので、会議録についてはこの内容で、承認してよろしいでしょうか。

各委員

(異議なし)

教育長

それでは、会議録につきましては、この内容で承認といたします。 後ほど、委員の皆様のご署名をお願いします。

○教育長からの報告

教育長

次に、報告をさせていただきます。

(報告)

以上、何点か報告させていただきましたが、確認事項等はございますでしょうか。

各委員

(確認事項なし)

○本日の議事

教育長

それでは議事に入ります。

本会議に提案させていただいた議事の件数は、報告事項4件、議案2件です。

○報告理由の説明

教育長

それでは、教育部長から報告事項4件の報告理由の説明をお願いします。

教育部長

(報告理由の説明)

○報告第9号

教育長

それでは、報告第9号「専決処理に関する報告について(ふじみ野市 教育委員会職員の職の設置に関する規則の一部を改正する規則)」につ いて、教育総務課長より報告をお願いします。

教育総務課長

今回の変更は、市長部局に勤務する職員の職名及びその職務について

定めている「ふじみ野市職員の職名等に関する規則」において一部見直 しが行われたことに伴い、同様に見直しを行ったものでございます。

具体的な内容としましては、これまでの規則において「栄養士」と表記していた職名を、実際に採用している「管理栄養士」に改めるものとなります。実際の市の採用においては、管理栄養士を採用しており、実情にあわせた改正となります。

教育長

ただ今の報告事項について、委員の皆様からご質問・ご意見がござい ましたらお願いします。

吉野委員

給食センターに配属されている栄養士は、皆さん管理栄養士の資格を お持ちなのでしょうか。

学校給食課長

市の正規職員として配置している栄養士は、なの花学校給食センターに1名、学校給食課に1名配置しており、いずれも管理栄養士の資格を所持しております。その他、県費の栄養教諭、会計年度任用職員の管理 栄養士及び栄養士を配置しております。

吉野委員

今後、職員の採用については、栄養士は採用せずに管理栄養士のみを 採用していくのでしょうか。

教育総務課長

市の正規職員の採用につきましては、これまでも管理栄養士を採用条件としております。

教育長

他にいかがでしょうか。

各委員

(なし)

教育長

この報告の内容については、よろしいでしょうか。

各委員

(了承)

教育長

ありがとうございました。

○報告第10号

教育長

次に、報告第10号「専決処理に関する報告について(ふじみ野市社会教育委員を委嘱することについて)」、社会教育課長より報告をお願いします。

社会教育課長

委員名簿をご覧ください。

委員の選出区分、学校教育関係者のうち、令和7年4月1日付け、市 立小学校長の人事異動に伴い前任者が退任となることから、ふじみ野市 校長会の推薦により、上野台小学校の宮下 宏樹校長を新たに委嘱するものです。

なお、ふじみ野市社会教育委員設置条例第3条第2項の規定により、 任期は前任者の残任期間である令和8年4月30日までとなります。

教育長

ただ今の報告事項について、委員の皆様からご質問・ご意見がございましたらお願いします。

各委員

(なし)

教育長

この報告の内容については、よろしいでしょうか。

各委員

(了承)

教育長

ありがとうございました。

○報告第11号

教育長

次に、報告第11号「専決処理に関する報告について(ふじみ野市立 図書館協議会委員を委嘱することについて)」、社会教育課長より報告 をお願いします。

社会教育課長

委員名簿をご覧ください。

委員の選出区分のうち、1号委員である市内の学校の代表者のうち、 令和7年4月1日付け、市立小学校長の人事異動に伴い前任者が退任と なることから、ふじみ野市校長会の推薦により、さぎの森小学校の星野 和久校長を委嘱するものです。

なお、ふじみ野市立図書館条例第16条第4項の規定により、任期は 前任者の残任期間である令和8年9月30日までとなります。

教育長

ただ今の報告事項について、委員の皆様からご質問・ご意見がござい ましたらお願いします。

各委員

(なし)

教育長

この報告の内容については、よろしいでしょうか。

各委員

(了承)

教育長

ありがとうございました。

○報告第12号

教育長

次に、報告第12号「専決処理に関する報告について(ふじみ野市放

課後子ども教室運営委員会委員を委嘱及び任命することについて)」、 社会教育課長より報告をお願いします。

社会教育課長

委員名簿をご覧ください。

委員の選出区分のうち、第8号委員であるふじみ野市職員のうち、令和7年4月1日付け、市職員の人事異動に伴い前任者が退任となることから、新たに子育て支援課の桑子 恵美課長を委嘱、学校教育課の清水 篤史課長を任命するものです。

なお、ふじみ野市放課後子ども教室運営委員会条例第4条第2項の規 定により、任期は前任者の残任期間である令和8年6月30日までとな ります。

教育長

ただ今の報告事項について、委員の皆様からご質問・ご意見がござい ましたらお願いします。

各委員

(なし)

教育長

この報告の内容については、よろしいでしょうか。

各委員

(了承)

教育長

ありがとうございました。

○提案理由の説明

教育長

次に、議案の審議に移ります。

それでは、教育部長から議案2件の提案理由の説明をお願いします。

教育部長

(提案理由の説明)

○第28号議案

教育長

それでは、第28号議案「ふじみ野市社会教育委員会議規則の一部を 改正する規則」の説明を社会教育課長よりお願いします。

社会教育課長

上福岡西公民館が令和7年9月に閉館となることを念頭に、令和6年7月に本市教育委員会から社会教育委員会議議長へ諮問した案件「市民とともにつくる社会教育事業のあり方について」に対し、令和6年11月26日付けで同会議議長から答申がありました。

答申内容につきましては、昨年12月の教育委員会会議で詳細をお伝えさせていただいたところです。今後、社会教育課において、公民館が

行ってきた事業を所管していくにあたり、「公民館運営審議会の廃止に よる新たな組織の構築」についてが、答申の肝となる部分でございまし た。

つきましては、答申を鑑み、教育委員会における新たな組織として、 社会教育委員会議に常設の専門委員会を設ける事が最も適当と考えられ ることからこの改正案を提案するものです。

新旧対照表をご覧ください。

現在の規則の第5条では、特別な案件が発生した場合に、臨時的に専門委員会を置くことが可能な規定となっております。しかし、今後、社会教育課で公民館が行ってきた事業を所管する場合は、継続的な助言などを行う組織が必要となることから、改正案のとおり、第5条第1項で常設の専門委員会を置く規定とし、第2項で特別な案件の際に審議するこれまでと同様の臨時的な専門委員会を置く規定とする、2段階の取り扱いとする規則に改正したく提案するものです。

教育長

今、社会教育課長から説明のあったとおり、公民館という名称はなくなりますが、今後も教育委員会として公民館的事業を行っていく中で、これまでの公民館における公民館運営審議会に代わる組織として、社会教育委員会議の中に専門委員会を作っていきたいという形になります。

この案件について、委員の皆様からご質問がございましたらお願いします。

茂井委員

これまでは、臨時の専門委員会のみで、常設の専門委員会はなかったという認識でよろしいでしょうか。

社会教育課長

委員が仰るとおり、これまではあくまで臨時的に審査・審議が必要な ものについて、臨時的に開催するという取り扱いを行っておりました。

教育長

補足しますと、公民館運営審議会は常設で設置しておりました。これまでは、公民館運営審議会が公民館長に対し、今後こういった事業をやりたい等といった助言をしておりました。今後は、議長が教育委員会に対して助言する。そのための専門委員会を立ち上げるという形になります。

他にいかがでしょうか。

各委員

(なし)

教育長

ご質問がないようですのでお諮りいたします。

第28号議案は原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

各委員

(替成)

教育長

賛成総員と認め、第28号議案は、原案のとおり決定いたします。

○第29号議案

教育長

次に第29号議案「ふじみ野市障害児就学支援委員会委員を委嘱する ことについて」の説明を学校教育課長よりお願いします。

学校教育課長

ふじみ野市障害児就学支援委員会委員につきましては、任期が2年となっております。任期途中において、人事異動等に伴い退任された方の 残任期間において、新たな委員を委嘱したいのでこの案を提出するものです。

委員名簿をご覧ください。名簿の中で網かけになっている方が、新た に加わる予定の方です。

任期については、ふじみ野市障害児就学支援委員会条例第4条第2項の規定により、前任者の残任期間である令和8年5月6日までとなっております。

教育長

この案件について、委員の皆様からご質問がございましたらお願いします。

星野委員

今回、新たに加わる方の任期が5月13日からとなっているのはどういった理由があるのでしょうか。

学校教育課長

5月13日に今年度、第1回目の障害児就学支援委員会の開催を予定 しており、そこでの委嘱を予定しているためです。

教育長

他にいかがでしょうか。

各委員

(なし)

教育長

ご質問がないようですのでお諮りいたします。

第29号議案は原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

各委員

(賛成)

教育長

賛成総員と認め、第29号議案は、原案のとおり決定いたします。

以上で、議案の審議を終了いたします。

	○各課からの報告
教育長	次に、ここで各課から別件で報告をしておくべき事項がありましたら
	お願いします。
各課長	(報告)
教育長	ありがとうございました。
	○次回の日程等
教育長	続いて、次回の定例教育委員会会議についてです。
	次回は、令和7年5月27日(火)午後6時30分から、会場は第2
	庁舎3階B301会議室を予定しております。
	なお、傍聴人の数ですが、5名までとさせていただきたいと思います
	が、いかがでしょうか。
各委員	(異議なし)
教育長	それでは、次回教育委員会会議の傍聴人は、先着順に5名を限度とし
	ます。
各委員	(了承)
	○閉会の宣告
教育長	以上で、令和7年第4回定例教育委員会会議を閉会いたします。
	ありがとうございました。
(午後7時20分)	